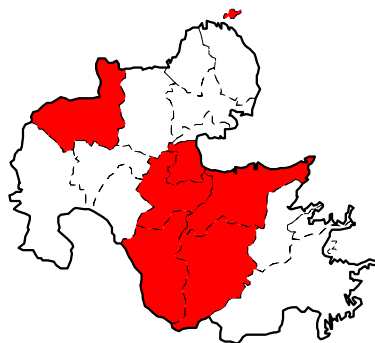


# おおいた誰もが安心して暮らせるまちづくり特区

都道府県名： 大分県

申請主体名： 大分県

区域の範囲： 大分市、別府市、中津市、竹田市、豊後大野市、由布市、大分県東国東郡姫島村の全域



特区の概要：

大分県においては、在宅の障がい児・知的障がい者の地域生活を支えるデイサービス事業所が少ないため（知的障がい者向け事業所 11 か所、障がい児向け事業所 16 か所）、デイサービス事業所の利用を希望する県民のニーズに十分応えきれていない。そこで、本特例措置を活用し、県内各地域に整備されている指定通所介護事業所を利用可能にすることで、障がい児・知的障がい者が身近な地域でデイサービスを利用できる仕組みをつくり、「安心して暮らせるまちづくり」を推進する。

適用される規制の特例措置：

・ 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業

